

鹿屋市建設工事等入札参加資格における格付総合点算出方法について

建設工事、建築設計監理及び測量設計の格付総合点の算出式を下記のとおりとします。

【格付総合点のある工種等】

土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、造園工事、上水道工事、下水道工事
建築設計監理業務委託、測量設計業務委託

格付は原則市内業者を対象としていますが、本市内の営業所等に委任する事業所で、別添『鹿屋市内の支店・営業所等の取扱いについて』の要件を満たす場合に限り、市内業者として格付・登録を行います。その他の事業者は格付は行わず、市外業者登録となります。

1 建設工事

① 【土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、造園工事】

総合点数＝「客観的要素」＋「主観的要素」＋「地域貢献度」－「減点」

$$T = 「A」 + 「B」 + 「C」 - 「D」$$

「客観的要素」 A：鹿児島県の格付総合点※

「主観的要素」 B：鹿屋市発注工事の施工実績、工事成績を点数化したもの
(鹿児島県の工事成績・施工実績評価換算表を準用)

土木一式工事は5年間の実績

建築一式工事、電気工事、管工事は7年間の実績

造園工事は8年間の実績

「地域貢献度」 C：鹿屋市との防災協定締結

消防団協力事業所

高年齢者の雇用

鹿屋市優良工事等表彰

鹿屋市働く世代がんゼロ推進事業健康づくり推進事業所

災害復旧業務委託

「減点」 D：指名停止等（県と重複するものを除く）、市発注工事の遅延

※県の格付総合点を有しない事業者の客観的要素は経営事項審査の総合評定値（P 値）とし、地域貢献度の加点項目は②【上水道工事・下水道工事】に準じます。

② 【上水道工事・下水道工事】

総合点数＝「客観的要素」＋「主観的要素」＋「技能士の評価」＋「地域貢献度」－「減点」

$$T = 「A」 + 「B」 + 「C」 + 「D」 - 「E」$$

「客観的要素」 A：経営事項審査の総合評定値（P 値）

上水道工事は「水道施設工事」の総合評定値

下水道工事は「土木一式工事」の総合評定値

「主観的要素」	B：鹿屋市発注工事の実績額、成績を点数化したもの (鹿児島県の工事成績・施工実績評価換算表を準用) 上水道工事・下水道工事は5年間の実績
「技能士の評価」	C：次に掲げる資格者に対して加点する。(上水道工事のみ) 一級配管技能士、二級配管技能士
「地域貢献度」	D：鹿屋市との防災協定締結 消防団協力事業所 高年齢者の雇用 鹿屋市優良工事等表彰 鹿屋市働く世代がんゼロ推進事業健康づくり推進事業所 災害復旧業務委託 ボランティア活動 消防団員の雇用 障がい者の雇用 更生保護における協力雇用主 新規学卒者等雇用 男女共同参画・子育て支援
「減点」	E：指名停止等、市発注工事の遅延

2 建築設計監理及び測量設計

資格審査を行う年の4月1日現在の有資格者数及び営業年数並びに同日前4決算年度の業種別年間平均実績高を基にして総合点数を算出します。

$$T = 3A + 5B + C + D - E$$

T：総合点数

A：年間平均実績点数

B：有資格者点数

C：営業年数点数

D：地域貢献度

- ・鹿屋市との防災協定締結
- ・消防団協力事業所
- ・高齢年者の雇用
- ・鹿屋市働く世代がんゼロ推進事業健康づくり推進事業所
- ・ボランティア活動
- ・消防団員の雇用
- ・障がい者の雇用
- ・更生保護における協力雇用主
- ・男女共同参画・子育て支援

E：減点（指名停止等、業務遅延）

＜地域貢献度の加点内容＞

基準	点数
防災協定 本市と防災協定を締結している団体に加入している者	2 点
消防団協力事業所 「鹿屋市消防団協力事業所表示制度実施要綱」に定める協力事業所として認定されている者	2 点
高年齢者の雇用 満65歳以上の者を3月以上継続雇用している者	1 人 2 点（上限10点）
鹿屋市働く世代がんゼロ推進事業健康づくり推進事業所 「鹿屋市働く世代がんゼロ推進事業実施要綱」に定める登録事業者である者	2 点
消防団員の雇用 消防団員を3月以上継続雇用している者	1 人 2 点 2 人以上 5 点
ボランティア活動 本市の公共施設等においてボランティア活動を行った者（令和4・5・6年度）	年間1回～2回 3点 年間3回以上 6点 （各年度上限6点、上限18点）
障がい者の雇用 「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく法定雇用義務がある事業所においては、それを超える人数を雇用している者、法定雇用率が適用されない者は、障がい者を1人以上雇用している者（3月以上継続雇用していること。）	1 人以上 5 点 1 年以上継続雇用している場合 5 点追加 （上限10点）
新規学卒者等雇用 令和3年4月1日から令和6年3月31日までに学校教育法に規定する学校若しくは専修学校又は職業能力開発促進法に規定する公共職業能力開発施設を卒業した者を採用し、令和7年1月1日時点において常用雇用労働者として雇用している者	1 人 2 点（上限6点）
更生保護における協力雇用主会等への登録 鹿児島県協力雇用主会又はNPO法人鹿児島県就労支援事業者機構へ登録している者	2 点
男女共同参画・子育て支援 就業規則に、育児休業制度又は介護休業制度を設けている者 「次世代育成支援対策推進法」「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく一般事業主行動計画の策定・届出を行っている者	育児休業制度 2 点 介護休業制度 2 点 一般事業主行動計画 2 点

鹿屋市優良工事等表彰 「鹿屋市優良工事等表彰実施要綱」に定める右欄の表彰を受けた者 (令和 5 ・ 6 年度)	優良工事表彰 2 点 優秀技術者表彰 2 点 若手技術者表彰 1 点 (各年度上限 5 点)
災害復旧業務委託 過去 2 カ年に本市発注の災害復旧業務委託を受託した者	受注件数 5 件未満 2 点 5 件以上10件未満 4 点 10件以上15件未満 6 点 15件以上 8 点 受注金額 50万円未満 1 点 50万円以上 2 点

※消防団協力事業所の認定及び消防団員の加入希望は、鹿屋市安全安心課（市役所 3 階）へお問合せ下さい。

※鹿屋市働く世代がんゼロ推進事業健康づくり推進事業所の登録は、鹿屋市健康増進課（鹿屋市保健相談センター）へお問合せ下さい。

<減点内容>

鹿屋市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱第 8 条に基づく警告又は注意の喚起 △ 6 点		
指名停止	3 月未満	△12点
	3 月以上 6 月未満	△23点
	6 月以上	△36点
工事遅延	15日以上30日未満	△ 6 点
	30日以上60日未満	△12点
	60日以上	△20点

鹿屋市内の支店・営業所等の取扱いについて

市外に本社を有する業者の鹿屋市内の支店又は営業所等については、新規での格付は行いません。

ただし、現在鹿屋市の等級格付名簿に登載されている支店等については、下記の要件を満たす場合に限り、引続き格付を行います。

市外業者を等級格付対象とする要件

- 1 支店又は営業所等に契約等の権限が委任されていること
- 2 支店又は営業所等の実態があること（看板、什器等）
- 3 支店又は営業所等単体で建設工事等の受注及び履行が可能であると認められるもの
※技術者等有資格者を有していること
- 4 支店又は営業所等が、鹿屋市税に関して次に掲げるいずれにも該当すること
 - ・支店等に法人市民税が賦課され、遅滞なく完納していること
 - ・その他鹿屋市から賦課された税を遅滞なく完納していること
- 5 支店又は営業所等に、鹿屋市に住民票を有する正規雇用社員が配置されていること
 - ・建設工事業者の場合：2名以上
 - ・測量、設計業者の場合：1名以上
- 6 住宅兼事務所の場合は専用の出入り口を有し、独立した事務所のスペースが確保されていること

※等級格付対象となる支店・営業所等については、営業実態確認のため、現地調査を行うことがあります。